

『瑕疵担保保険実践活用編 第2回』講習会（2025/3/13）

<質問>

調査技術者と足場・解体・大工などの復旧改修を担当する建設技能者の協働はどのような契約で行うのですか。教えてください。宜しくお願い致します。

<回答>

- ・保険を利用した改修工事は、保険を掛けた事業者（建設会社・不動産事業者）が対応しなければなりません。倒産や解散、特別な事情で設計事務所が対応する場合は以下の手続きで改修工事を進める事が出来ます。

①住宅所有者から委任を受ける

②保険法人の承認を受ける

③設計事務所が委任を受けた場合は、認定された保険支払い額を全て代理受領することが出来ます。

認定された工事範囲の中で

1) 一括して改修工事を依頼

2) 各業者へ分離発注

※保険金の代理受領となるので、誰が受注しても施主と保険会社間の工事請負契約は不要です。

但し業者へ発注する際は、各社から見積を取って各業者間との契約書の交付は必要となります。

この場合、追加工事が発生する場合がありますので、特記事項で追加工事に対しての記述をしておくとい良いでしょう。また、工事終了後に保険金請求をすると依頼から支払いまでロングスパンとなりますので、場合によっては建て替え支払いが発生する場合があります。

また、保険金請求時に赤字にならないよう、見積書の精査をしっかりとこなしてください。